

岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内におけるオフィスの立地を促進することによる若年層を中心とした就業機会の拡大及び都市の中核となる区域へのオフィス誘導、オフィスに雇用される市民の増加による本市への定住促進、区域内における空き店舗及び空き家等の利活用を促進することによる地域の活性化を図ることを目的とし、新たに本市内にオフィスを設置する者に対して岸和田市オフィス誘致補助金（以下「補助金」という。）を交付することで本市産業の振興及び市民生活の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) オフィス 主として事務所又は営業所に使用されるスペース（住居、工場、主として個人及び一般消費者等に対し販売やサービスの提供を行う店舗、各種教室、他人に貸付けや使用をさせる貸事務所及び貸倉庫等並びにコワーキングスペース等の用に供するものを除く。）をいう。
- (2) 都市拠点 令和7年4月策定の岸和田市立地適正化計画に規定する都市機能誘導区域における都市拠点のうち、岸和田駅周辺として設定された区域をいう。
- (3) 事業者 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第9号に規定する普通法人をいう。
- (4) 正社員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に定める被保険者として、期間の定めがなく、かつ、事業者における通常の労働時間を労働時間とする労働契約を締結している労働者であって、補助対象オフィスにおいて、継続して1年以上常勤として勤務することが見込まれる者をいう。
- (5) パートタイマー等 正社員以外の者であって雇用保険法第4条第1項に定める被保険者として補助対象オフィスにおいて雇用される者をいう。
- (6) 役員 補助対象オフィスにおいて、継続して1年以上常勤として勤務することが見込まれる法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第15号に規定する役員をいう。
- (7) オフィス開設日 法人等の設立等異動申告書に記載された開設年月日をいう。
- (8) 市民 本市に住民登録されており、本市に居住している者をいう。
- (9) 若手従業員 補助対象オフィスにおける勤務開始日に年齢が18歳以上29歳以下である者をいう。
- (10) 空き店舗、空き家 第1号に定めるオフィスとして使用予定のスペースであって補助対象オフィス開設のための不動産賃貸借契約又は不動産売買契約の締結日より遡って1年以上使用されていないものをいう。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付手続きについては、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号）第20条の規定により同規則の適用を除外するものとする。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。ただし、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者など、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者を除く。

- （1） 本社（本店）所在地が市外であり、第6条に規定する岸和田市オフィス誘致補助金事業計画認定申請書（様式第1号）（以下単に「事業計画認定申請書」という。）提出時点で本市にオフィスを有していないこと。
- （2） 都市拠点において物件等を賃借又は購入し、第7条に規定する事業計画認定通知の日から6ヶ月以内にオフィスを開設すること。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- （3） 補助対象オフィスにおいて、別表第1に定める日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる産業に属する種類の事業を行うこと。
- （4） オフィス開設日から起算して、3年以上の期間、事業計画認定申請書に記載した業務を継続し、かつ、オフィスまたはそれに付随する用途以外の用途で使用しないこと。
- （5） 補助対象オフィスにおいて、オフィス開設日から90日以内に、常時勤務する正社員、パートタイマー等又は役員を当該オフィスに5名以上配置すること。
- （6） 市税を滞納していないこと。
- （7） 岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- （8） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費、補助の要件、補助対象期間及び補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 別表第2に掲げる経費について、補助金の交付の対象となる事業の実施に関して他の公的機関等から補助金等の交付を受けている場合は、その額を補助金の交付対象となる経費から除くものとする。
- 3 別表第2に掲げる経費には、消費税及び地方消費税等を含まないものとする。また、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（事業計画認定申請書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画概要書（様式第2号）（補助申請を行う事業に係るもの）
- (2) 整備後の平面図
- (3) 整備前のオフィスの写真
- (4) 補助対象オフィスに係る賃貸契約書（案）又は売買契約書（案）の写し
- (5) 法人に係る登記事項証明書
- (6) 岸和田市が発行する直近の市民税完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の事業計画認定申請書の提出は、補助対象オフィスに係る賃貸契約又は売買契約締結の日の前日までに行うものとする。

（事業計画の認定）

第7条 市長は、前条の提出があった場合において、これを審査し、及び必要な調査を行い、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、事業計画認定申請書に係る事業計画を認定するものとする。

- (1) 第4条第1号及び第6号から第8号に記載のある要件を満たすこと。
- (2) 第4条第2号から第5号及び事業計画認定申請書並びに事業概要書に記載の内容が確実に履行されると見込まれること。
- (3) その他市長が必要と認める事項を満たすこと。

2 市長は、前項の認定を行うに当たっては、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果については、岸和田市オフィス誘致補助金事業計画認定（不認定）通知書（様式第3号）にて申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第8条 事業計画の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該認定に係る事業計画その他の事項を変更しようとする場合は、岸和田市オフィス誘致補助金事業計画変更申請書（様式第4号）に変更後の事業計画概要書及びその他必要書類を添えて、あらかじめ市長に承認を受けるものとする。ただし、変更事項が前条第1項各号の認定基準に照らし軽微なもので、かつ次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 補助事業の目的の達成をより効率的にするために、事業内容又は経費に軽微な変更をする場合で、補助対象経費の2割以内の減額となる場合。
- (2) その他市長が認めるとき。

2 市長は、前項の申請があった場合において、これを審査し、及び必要な調査を行い、適当と認める場合は、変更を承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果については、岸和田市オフィス誘致補助金事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第5号）にて申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の承認を行うに当たっては、条件を追加し、削除し、又は変更することができる。

（事業中止の申請）

第9条 認定者は、当該事業を中止しようとする場合は、岸和田市オフィス誘致補助金認定事業中止申請書（様式第6号）により、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、これを審査し、及び必要な調査を行い、適当と認める場合は、中止を承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果については、岸和田市オフィス誘致補助金事業計画中止承認（不承認）通知書（様式第7号）にて申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請）

第10条 認定者は、補助金の交付を受けようとするときは、岸和田市オフィス誘致補助金交付申請書兼実績報告書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により岸和田市オフィス誘致補助金交付申請書兼実績報告書を提出する際の添付書類及び提出時期は別表第3のとおりとする。

3 別表第2に定める補助対象事業のうち、2以上の補助対象事業に係る補助金の交付を併用して申請する場合は、当該事業ごとに申請するものとする。

（交付決定）

第11条 市長は、前条の申請があった場合において、これを審査し、及び必要な調査を行い、予算の範囲内において、補助金の交付又は不交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付の決定をする場合は、岸和田市オフィス誘致補助金交付決定通知書（様式第9号）にて当該認定者に通知するものとする。

3 市長は、前2項による補助金の交付決定を行うに当たり、条件を付することができる。

（補助金の請求）

第12条 前条の交付決定を受けた認定者は、速やかに交付決定を受けた補助金を市長に請求するものとする。

2 前項の請求を行おうとする認定者は、岸和田市オフィス誘致補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の請求があった場合において、これを審査し、及び必要な調査を行い、適当と認められる場合に補助金の交付を行うものとする。

（調査等）

第14条 市長は、必要があると認めた場合は、補助金の交付を受けたものについて調査し、又は報告を求めることができる。

（事業計画の認定及び補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、事業計画の認定及び補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合。

（2）その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反した場合。

2 前項の規定は、補助金の交付があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

業種	日本標準産業分類上の業種
電気・ガス・熱供給業	3 3 電気業
	3 4 ガス業
	3 5 熱供給業
情報通信業	3 7 通信業
	3 8 2 民間放送業
	3 8 3 有線放送業
	3 9 情報サービス業
	4 0 インターネット付随サービス業
	4 1 映像・音声・文字情報制作業
運輸業	4 2 鉄道業
	4 3 道路旅客運送業
	4 4 道路貨物運送業
	4 5 水運業
	4 6 航空運輸業
	4 7 倉庫業
	4 8 運輸に附帯するサービス業
卸売業	5 0 各種商品卸売業
	5 1 繊維・衣服等卸売業
	5 2 飲食料品卸売業
	5 3 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	5 4 機械器具卸売業
	5 5 その他の卸売業
金融業、保険業	6 2 銀行業
	6 3 協同組織金融業
	6 4 3 1 クレジットカード業
	6 4 9 3 証券金融業
	6 5 金融商品取引業、商品先物取引業
	6 7 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）
学術研究、専門・技術サービス業	7 1 1 自然科学研究所
	7 1 2 人文・社会科学研究所
	7 2 1 法律事務所、特許事務所

	7 2 2 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
	7 2 3 行政書士事務所
	7 2 4 公認会計士事務所、税理士事務所
	7 2 5 社会保険労務士事務所
	7 2 6 デザイン業
	7 2 8 1 経営コンサルタント業
	7 2 9 2 翻訳業（著述家業を除く。）
	7 2 9 3 通訳業、通訳案内業
	7 2 9 4 不動産鑑定業
	7 3 広告業
	7 4 2 土木建築サービス業
	7 4 3 機械設計業
	7 4 4 商品・非破壊検査業
	7 4 5 計量証明業
	7 4 6 写真業
	7 4 9 その他の技術サービス業
教育・学習支援業	8 2 3 1 学習塾
サービス業	9 0 機械等修理業
	9 1 職業紹介・労働者派遣業
	9 2 9 4 コールセンター業

別表第 2（第 5 条、第 10 条関係）

補助対象 事業の名称	補助対象経費、補助の 要件	補助対象期間	補助金の額	
			補助率	補助限度額
オフィス 賃借事業	補助対象オフィスの設 置に伴い、認定者が支払 う家賃及び共益費	オフィス開設日以降 最初に支払った家賃 及び共益費の支払日 から起算し 36 ヶ月 目まで	2 分の 1 ただし、空き 店舗又は空き 家を活用した オフィスの設 置の場合は 3 分の 2 以内	15 万円／月
オフィス 改修事業	建物付属設備工事費：照 明設備、冷暖房設備、通 信設備、給排水設備な ど、建物に付属する設備 を設置、改修する費用 修繕費：クロス張替 え、タイルカーペット 張替え、塗装などの工 事費用	賃貸借契約締結日か らオフィス開設日の 前日まで	2 分の 1 ただし、空き 店舗又は空き 家を活用した オフィスの設 置の場合は 3 分の 2 以内	100 万円
雇用促進事業	オフィス開設日から 36 ヶ月の間に次の各号の 要件をいずれも満たす 者の雇用 （1）市民となった日か ら 6 ヶ月を経過した者 又は市民となった後、6 ヶ月間の定住を誓約で きる者 （2）補助対象となるオ フィスにおいて正社員 として雇用され、当該オ フィスでの雇用継続期 間が 6 ヶ月を経過して いること	オフィス開設日から 36 ヶ月以内	—	90 万円 1 事業あたりの 上限人数 3 人 （1）オフィスの 開設に伴い、当 該オフィスの従 業員となった市 民 20 万円 （2）オフィスの 開設に伴い、当 該オフィスの若 手従業員となっ た市民 30 万円

補助対象外経費（全事業共通）
●申請者自ら、申請者（法人）の役員、申請者（個人事業者等）の専従者又は事業を行っていない者、申請者の親会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。）又は子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。）に支払う費用
●補助対象経費が、一般価格や市場相場と比較し、著しく高額な場合
●その他、公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用

別表第 3（第 10 条関係）

補助対象事業	添付書類	提出時期
共通	(1) 不動産賃貸借契約書又は売買契約書の写し (2) 労働者名簿の写し及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し他第 4 条第 5 号の要件を満たすことが確認できる書類 (3) 法人等の開設届出書控えの写し (4) その他市長が必要と認める書類	各事業の申請時。 (1) 及び(2)については複数事業又は複数回の申請を行う場合は初回申請時のみ。
1. オフィス賃借事業	(1) 補助対象期間の家賃又は共益費を支払ったことを証する書類の写し（領収書、振込明細書等）	補助対象期間内に初めて支払った家賃の対象月の属する年度の翌年度 4 月 1 日以降年度内。初回申請時は第 4 条第 5 号の要件を満たすこととなった日以降。 2 年度目以降は毎年度 4 月 1 日以降年度内。
2. オフィス改修事業	(1) 改修等に要した経費が分かる書類の写し（領収書、明細書等） (2) 改修整備後のオフィスの写真	オフィス開設日時点で第 4 条第 5 号の要件を満たしている場合はオフィス開設日から 30 日以内。 オフィス開設日時点で第 4 条第 5 号の要件を満たしていない場合は要件を満たすこととなった日から 30 日以内。
3. 雇用促進事業	(1) 対象従業員の住民票の写し (2) 対象従業員の勤務時間、勤務場所(所属)、勤務内容、賃金の額、雇入年月日等が記載された雇用契約書又は異動辞令書等の写し (3) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し (4) 従業員定住誓約書（様式第 7 号）	対象となる従業員が別表第 2 に規定する補助の要件を満たすこととなった日から 30 日以内かつオフィス開設日から 36 ヶ月が経過するまでの間。

年 月 日

岸和田市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

岸和田市オフィス誘致補助金事業計画認定申請書

岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第 6 条の規定により岸和田市オフィス誘致補助金事業計画認定申請書を提出します。

【誓約・同意事項（以下の内容を確認の上で☑を記載すること。）】

- ☐ 私は、岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第 4 条に規定する補助対象者の要件を満たすこと及び同条第 4 号に規定する要件を遵守し、事業を継続することを誓約します。
- ☐ 私は、岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第 4 条第 6 号に規定する要件に該当していることを誓約します。なお、市が必要と認める場合には、当該申請に関する事務の担当者又は当該事務に係る関係資料を所管する担当者が、私の市税納付状況等の関係資料を確認することについて同意します。
- ☐ 私は、岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第 4 条第 7 号に規定する要件（暴力団関係者）の事項に該当しないことを誓約します。なお、市が必要と認める場合には、市が大阪府警本部又は岸和田警察へ照会することに同意します。
- ☐ 私は、新たなオフィスの設置にあたり、都市計画法や建築基準法等のその他関係法令を遵守することを誓約します。
- ☐ 私は、岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第 15 条第 1 項各号に該当するときは交付された補助金の返還が必要であることを理解し、補助金の返還が必要なときは、指定された期限までに、返還決定された全額を返還することを誓約します。

1. 会社の概要

会社名			
本社所在地			
代表者職氏名			
資本金の額	円	従業員数	名
業種			
事業の内容			

2. 開設オフィスの概要

オフィスの所在地			
オフィス開設予定日	年	月	日
賃貸借契約予定日	年	月	日
賃貸借開始予定日	年	月	日
改修工事契約予定日	年	月	日
補助対象 オフィスの 業務内容			
補助対象オフィスにおいてオフィス開設日から 90 日以内に 常時勤務する正社員、パートタイマー等及び役員の予定人数	人		

3. 担当者連絡先

所属部署			
氏名			
電話番号・FAX	電話番号	FAX	
E-mail			

添付書類

- (1) 事業計画概要書（様式第2号）（補助申請を行う事業に係るもの）
- (2) 整備後の平面図
- (3) 整備前のオフィスの写真
- (4) オフィスに係る賃貸契約書（案）又は売買契約書（案）の写し
- (5) 法人に係る登記事項証明書
- (6) 岸和田市が発行する直近の市税完納証明書
- (7) 空き店舗または空き家であることの申告書（様式第8号）（該当する場合）
- (8) 改修に要する費用が分かる見積書等（オフィス改修事業の補助申請を行う場合）
- (9) その他市長が必要と認める書類

※会社パンフレット等がある場合は、添付してください。

事業計画概要書

補助対象事業	オフィス賃借事業		
事業内容	事業に要する経費の内訳	金額	
		円/月	
		円/月	
		円/月	
		円/月	
	*行が足りない場合は、別紙（様式任意）に記載すること。		
国等からの助成 金の有無	有 ・ 無	名称	
		金額	円
補助金の額及び 算出基礎	補助対象経費計	円/月	
	補助率及び限度額	2 分の 1 または 3 分の 2 限度額 15 万円/月	
	交付申請予定額（1,000 円未満切り 捨て）	円/月	

事業計画概要書

補助対象事業	オフィス改修事業		
事業内容	事業着手、完了予定日	着手予定日：	年 月 日
		完了予定日：	年 月 日
	事業に要する経費の内訳		金額（税抜）
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
	*行が足りない場合は、別紙（様式任意）に記載すること。		
	国等からの助成金の有無	有 ・ 無	名称
金額			円
補助金の額及び算出基礎	補助対象経費計		円
	補助率及び限度額		2 分の 1 または 3 分の 2 限度額 100 万円
	交付申請予定額（1,000 円未満切り捨て）		円

事業計画概要書

補助対象事業	雇用促進事業		
事業内容	正社員雇用 及び 異動予定	名（うち 新規雇用者 名、異動者 名）	
国等からの助成金 の有 無	有 ・ 無	名称	
		金額	円
補助金の額及び 算出基礎	補助限度額	上限 90 万円 1 事業あたりの上限人数 3 人 (1) オフィスの開設に伴い、当該オフィスの従業員と なった市民 20 万円 (2) オフィスの開設に伴い、当該オフィスの若手従 業員となった市民 30 万円	
	補助金の額及び 算出基礎	補助対象となる従業員の 雇用人数	人
		交付申請予定額	円

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者氏名 様

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

岸和田市長

岸和田市オフィス誘致補助金事業計画認定（不認定）通知書

岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき提出された計画の認定（不認定）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

審 査 結 果	
決 定 理 由 （不認定時のみ）	

※認定の条件【例】

- （1）補助事業に要する経費及び補助事業の内容の変更をする場合又は補助事業を中止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （3）市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、当該担当職員に補助対象事業の状況に関し、現地調査または関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

年 月 日

岸和田市長 様

所在地
名称
代表者氏名

岸和田市オフィス誘致補助金事業計画変更申請書

年 月 日付 第 号で事業計画の認定を受けた岸和田市オフィス誘致補助金について、次のとおり事業計画を変更したいので、岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第8条の規定に基づき次のとおり申請します。

補助対象事業	オフィス賃借事業 ・ オフィス改修事業 ・ 雇用促進事業	
補助事業等の変更内容		
変更前		変更後
内容、金額等		内容、金額
変更の理由		
添付書類	変更内容が確認できる書類	

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者氏名 様

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

岸和田市長

岸和田市オフィス誘致補助金事業計画変更承認（不承認）通知書

岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、 年 月 日付
で申請された事業計画の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

審 査 結 果	
決 定 理 由 （不承認時のみ）	

※承認の条件【例】

- （1）補助事業に要する経費及び補助事業の内容の変更をする場合又は補助事業を中止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （3）市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、当該担当職員に補助対象事業の状況に関し、現地調査または関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

年 月 日

岸和田市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

岸和田市オフィス誘致補助金認定事業中止申請書

年 月 日付 第 号で事業計画の認定（変更承認）を受けた岸和田市オフィス誘致補助金について、認定事業を中止したいので、岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 中止理由

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者氏名 様

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

岸和田市長

岸和田市オフィス誘致補助金事業計画中止承認（不承認）通知書

岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、 年 月 日付
で申請された事業計画の中止について、下記のとおり決定したので通知します。

記

審 査 結 果	
決 定 理 由 （不承認時のみ）	

※承認の条件【例】

- （1）補助事業の中止により補助金の返還が生じる場合には、市長が定める期限内に返還すること。

年 月 日

岸和田市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

岸和田市オフィス誘致補助金交付申請書兼実績報告書

岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。なお、補助金の交付に当たり補助金交付事務の担当者又は当該事務に係る関係資料を所管する担当者が、市税納付状況等税務資料を閲覧することは、差し支えありません。

補 助 対 象 事 業	オフィス賃借事業 ・ オフィス改修事業 ・ 雇用促進事業	
補助事業の目的及び内容		
オ フ ィ ス 開 設 日	年 月 日	
補 助 対 象 事 業 完 了 日 (※オフィス改修事業のみ)	年 月 日	
交 付 申 請 額	円	
事業に要する経費の内訳 (オフィス賃借事業・オフィス改修事業)		金額（税抜）
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
*行が足りない場合は、別紙（様式任意）に記載すること。		

雇用促進事業における正社員雇用（異動）状況		
補助対象正社員①	新規雇用・異動（いずれかに○）	
	氏名	
	オフィスにおける勤務開始日	年 月 日
	若手従業員該当の有無	該当・非該当
補助対象正社員②	新規雇用・異動（いずれかに○）	
	氏名	
	オフィスにおける勤務開始日	年 月 日
	若手従業員該当の有無	該当・非該当
補助対象正社員③	新規雇用・異動（いずれかに○）	
	氏名	
	オフィスにおける勤務開始日	年 月 日
	若手従業員該当の有無	該当・非該当
添付書類	共通 （1）不動産賃貸借契約書又は売買契約書の写し （2）労働者名簿の写し及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し他第4条第5号の要件を満たすことが確認できる書類 （3）法人等の開設届出書控えの写し （4）その他市長が必要と認める書類 ※（1）及び（2）については複数事業又は複数回の申請を行う場合は初回申請時のみ。 オフィス賃借事業 （1）申請対象期間に係る家賃又は共益費を支払ったことを証する書類の写し（領収書、振込明細書等） オフィス改修事業 （1）改修等に要した経費が分かる書類の写し（領収書、明細書等） （2）改修整備後のオフィスの写真 雇用促進事業 （1）対象従業員の住民票の写し （2）対象従業員の対象従業員の勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、雇入年月日等が記載された雇用契約書又は異動辞令書等の写し （3）対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し （4）従業員定住誓約書（様式第11号）	

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名 様

岸和田市長

岸和田市オフィス誘致補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請がありました岸和田市オフィス誘致補助金について、交付（不交付）することと決定したので、岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額

交 付 金 額				円
	内 訳	オフィス賃借事業分		円
		オフィス改修事業分		円
		雇用促進事業分		円

2 交付の条件（不交付の理由）【例】

- (1) 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、当該担当職員に補助対象事業の状況に関し、現地調査または関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。
- (2) 当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。また、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

年 月 日

岸和田市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

㊞（代表者印）

岸和田市オフィス誘致補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった岸和田市
オフィス誘致補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名							
支店名							
種目	1. 普通	口 座 番 号					
	2. 当座						
カナ口座名義							

年 月 日

従業員定住誓約書

_____様（申請者の名称及び代表者名を記入）

私は、岸和田市に6ヶ月以上定住することを誓約します。なお、岸和田市オフィス誘致補助金交付に係る審査のために、私の個人情報（住所、氏名、転入日及び雇用契約内容等）を岸和田市へ提供することに同意します。

記

（対象従業員）※自署又は記名・押印

住所 岸和田市_____

本市転入日 _____年 _____月 _____日

氏名 _____ ⑩

様式第12号（第2条関係）

岸和田市長 様

平成 年 月 日

所 在 地
名 称
代表者氏名

空き店舗または空き家であることの申告書

岸和田市オフィス誘致補助金の対象事業として開設するオフィスは岸和田市オフィス誘致補助金交付要綱第2条第10号に規定する空き店舗または空き家であり、現在も居住その他の使用実績がないことについて、関係書類を添えて申告します。

記

【申告者記載欄】

所在地	
空き店舗または空き家となった時期	年 月 日
空き店舗または空き家であることを証明する書類 (いずれかを提出)	☐ 電気、ガスまたは水道の閉栓証明書（証明書に記載の所在地等から当該オフィスのものであると分かるもの） ☐ 空き家所有者または管理者等が記載した空き店舗・空き家であることの証明書 (※下記証明欄) ☐ 当該空き店舗・空き家の仲介・媒介をした宅地建物取引業者等が記載した空き店舗・空き家であることの証明書（※下記証明欄） ☐ その他 ()

【証明者記載欄】

空き店舗・空き家であることの証明書
上記申告者記載欄に記載の空き店舗または空き家はこの申告書の記載日以前一年以上使用する者が無く、空き店舗または空き家であったことを証明します。
＜証明者＞ 住 所 氏 名 申告者との関係 (所有者、賃貸人、管理者、仲介業者等)